

ショートステイこぼしの家（短期入所生活介護）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(滋賀県指定 第 2570500179 号)

当事業所はご利用者様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 苦情の受付について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 八幸会
(2) 法人所在地 滋賀県東近江市市辺町3477
(3) 電話番号 0748-20-0511
(4) 代表者氏名 理事長 山口 信一郎
(5) 設立年月 平成14年8月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成16年1月9日指定 滋賀県第2570500179号
※当事業所は介護老人福祉施設こぼしの家に併設されています。
- (2) 事業所の名称 ショートステイ こぼしの家
(3) 事業所の所在地 滋賀県東近江市市辺町3477
(4) 電話番号 0748-20-0511
(5) 管理者氏名 上田 浩士
(6) 開設年月 平成16年4月1日
(7) 利用定員 20人
(8) 通常の送迎の実施地域 原則として東近江市（旧八日市市域）、及び近江八幡市（老蘇小・武佐小・馬渕小学校区）

（9）事業所の目的

事業所の職員が要介護状態にある利用者（以下「利用者」という）に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

(10) 事業所の運営方針

- 1 事業所の職員は、利用者がその有する能力に応じた生活を営むことができるよう、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 2 明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視する。
- 3 事業の実施に当たっては、介護支援専門員、家族、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者にとって適切なサービスが受けられるよう支援する。
- 4 地域福祉交流の場として地域の住民の方々が利用しやすい開放された事業所とする。

(11) 営業日

営業日	年中無休
-----	------

(12) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。但し、ご利用者様の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	0室	Aタイプ（収納、トイレ、バス付き）
個室（1人部屋）	10室	Bタイプ（収納、トイレ付き）
個室（1人部屋）	10室	Cタイプ（収納付き）
合計	20室	
食堂	各リビングに1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]移動式平行棒、四頭筋運動器、パワーアングル、エルゴサマー、マルチスタンド
浴室	2室	一般浴室・機械浴室
診療室	1室	
静養室	1室	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	10.1名	利用者3名に1名以上
3. 生活相談員	1名	1名以上
4. 看護職員	1名	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名	1名以上
6. 医師	1名	1名以上
7. 栄養士	1名	1名以上

（介護老人福祉施設こぼしの家を含む：但し介護・看護職員・生活相談員についてはR7.4.1現在の当該サービス従事者です。）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（負担割合証に基づき 7 割から 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者様の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

（朝食） 7：30～9：00 （昼食） 12：00～13：30 （夕食） 18：00～19：30

②入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦送迎

- ・ご利用者様のご希望により、心身の状況に応じた送迎を行います。

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者様の要介護度や負担割合に応じて異なります。）

1. 要介護度と サービス利用料金		要介護度1 基本単位 704 7,159 円	要介護度2 基本単位 772 7,851 円	要介護度3 基本単位 847 8,613 円	要介護度4 基本単位 918 9,336 円	要介護度5 基本単位 987 10,037 円
2. サービス利 用に係る 自己負担額	1割	715 円	785 円	861 円	933 円	1,003 円
	2割	1,431 円	1,570 円	1,722 円	1,867 円	2,007 円
	3割	2,147 円	2,355 円	2,583 円	2,800 円	3,011 円
3. 食事に係る費用		(朝食) 300 円	(昼食) 650 円	(夕食) 650 円	限度額認定基準額 1,445 円	
4. 室料・光熱費 (滞在費)		1,900 円				
5.自己負担額 合計 (2+3+4)	1割	4,215 円	4,285 円	4,361 円	4,433 円	4,503 円
	2割	4,931 円	5,070 円	5,222 円	5,367 円	5,507 円
	3割	5,647 円	5,855 円	6,083 円	6,300 円	6,511 円
(限度額認定基準額)		(4,060 円)	(4,130 円)	(4,206 円)	(4,278 円)	(4,348 円)

上記以外に次の費用が必要となります。（別表を参照ください。）

☆送迎を希望される方は、別途自己負担が必要となります。

通常の送迎の実施地域は、原則として東近江市（旧八日市市エリア）、及び近江八幡市（老蘇小・武佐小・馬渕小学校区）としますが、他地域についても相談に応じます。

☆看護師を1名配置していますので、看護体制加算（I）（II）が必要です。

☆夜間及び深夜の時間帯に手厚い人員体制をとっていますので夜勤職員配置加算が必要です。

☆職員の配置状況について、介護職員の内、介護福祉士が60%以上配置されていますので、サービス提供体制加算（II）が必要です。

☆若年性認知症に該当される方は、若年性認知症入所者受入加算が必要です。

☆医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急指定介護短期入所生活介護を利用する方が適切であると判断した方で受け入れた場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として認知症行動・心理症状緊急対応加算が必要です。

（別表）

	基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
看護体制加算（I）（II）	12	122 円	12 円	24 円	36 円
夜勤職員配置加算（II）	18	183 円	18 円	36 円	54 円
サービス提供体制強化加算（II）	18	183 円	18 円	36 円	54 円
合計			48 円	96 円	144 円
以下の加算は該当者のみ	基本単位	利用料	1割	2割	3割
送迎加算（片道）	184	1,871 円	187 円	374 円	561 円
若年性認知症利用者 受け入れ加算	120	1,220 円	122 円	244 円	366 円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200	2,034 円	203 円	406 円	609 円

☆上記料金のうち滞在費及び食事に係る費用を除いた合計額の 14.0%が介護職員等処遇改善加算として必要です。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 140/1000	左記の単位 数 × 地域区分 10.17	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
	所定単位数・・・基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数				

☆東近江市が国の定める地域区分で 7 級地になりますので、上記料金のうち滞在費及び食事に係る費用を除いた利用料には 1.7%の加配分が含まれています。（単価 10.17 円）

☆ご利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所の利用限度日数を超える場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆連続して 30 日を超えてサービスを継続利用された場合は、1 日につき 30 単位減算した単位数での金額換算となります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者様の負担額を変更します。

☆「介護保険負担割合証」の提示がない場合は「食事に係る費用」および「居住費」以外の保険対象サービス総額の 3 割をご負担いただきます。

☆食費に係る費用と滞在費につきましては、「負担限度額認定証」をお持ちの方は上記料金表より下表の通り減額されます。

利用者負担段階		負担限度額	
区分	対象者	滞在費	食 費
第 1 段階	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者でかつ、預貯金が一定額以下の方 生活保護を受給されている方	日額 880 円	日額 300 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人年金収入等 80 万円以下、かつ預貯金が一定額以下の方	日額 880 円	日額 600 円
第 3 段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円を超え 120 万円以下、かつ預貯金が一定額以下の方	日額 1,370 円	日額 1,000 円
第 3 段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人年金収入等が、120 万円を超え、かつ預貯金が一定額以下の方	日額 1,370 円	日額 1,300 円
第 4 段階	上記以外の方	負担限度額なし	負担限度額なし

☆当事業所は「社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスにかかる利用負担軽減制度」が利用できます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者様のご希望に基づく嗜好品等を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②複写物の交付

ご利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要と

する場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 20円
③日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご利用者様の日常生活に要する費用（歯ブラシ、シャンプー、ティッシュペーパー等）でご利用者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。尚、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④洗濯
当施設の設備(洗濯機・乾燥機による洗濯)にて対応困難な衣類は、洗濯をお断りする場合があります。また、退所直前の汚染衣類等対応困難な折は、お持ち帰り頂く場合があります。

クリーニングを希望された方には実費をご負担いただきます。

⑤食事に係る費用および居住費・滞在費
☆経済事情により、事業者はご利用者様に対してサービス利用料金の変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。
☆食事に係る費用および居住費には共益費等が含まれ、毎年1回（4月1日）見直しを行う場合があります。（前記「サービス利用料金表」参照）

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法のいずれかでお支払い下さい。

- ① ゆうちょ銀行・滋賀銀行・湖東信用金庫・農協（グリーン近江）の口座引き落とし（別途手続きが必要です）
- ② 施設での窓口払い
- ③ 金融機関からの振り込みは、下記指定口座となります。（但し、振り込み手数料はご利用者様の負担となりますのでご注意ください。）
湖東信用金庫 本店 普通463336
社会福祉法人 八幸会 理事 山口 信一郎

（4）利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者様の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに居宅介護支援事業所の介護支援専門員と協議・調整の上事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者様の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の滞在費相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者様に提示して協議します。

○ご利用者様がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 [職名] 生活相談員 木村 匠
- 苦情解決責任者 [職名] 施設長 上田 浩士
- 電話番号 0748-20-0511
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関受付及び在宅復帰訓練室（こぼしホール）に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各、市町村役場の 介護保険担当課	<p>【東近江市長寿福祉課】 所在地 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号 電話番号 0748-24-5641</p> <p>【近江八幡市介護保険課】 所在地 滋賀県近江八幡市土田町1313 総合福祉センター ひまわり館1階 電話番号 0748-33-3511</p>
滋賀県国民健康保険 団体連合会	<p>所在地 滋賀県大津市中央4丁目5番9号 滋賀国保会館</p> <p>電話番号 077-522-2651</p>

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建

(2) 建物の延べ床面積 4344.77 m²

(3) 施設の周辺環境

本施設は、市内外外に位置し、周辺は田畠が広がっている。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員… 利用者の健康状態に留意し、介護についての援助を行います。

(3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。)

生活相談員…利用者の施設生活全般にわたり適切な指導援助を行います。

(1名の生活指導員を配置しています。)

看護職員… 利用者の健康状態に留意し、療養上の世話をいますが、日常生活上の介護についての援助も行います。(1名の看護職員を配置しています。)

機能訓練指導員…利用者の身体状況等にあわせ機能訓練を行います。

医 師… 利用者の健康状態の管理及び医療行為を行います。

(非常勤嘱託医)

☆介護老人福祉施設こぼしの家との併設とする。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご利用者様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所サービス計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
但し、「短期入所サービス計画」は4日以上継続してご利用の方のみ作成します。

①当事業所の担当者に短期入所サービス計画の作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は短期入所サービス計画について、ご利用者様及びご家族様等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③短期入所サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご利用者様及びご家族様等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご利用者様及びご家族様等と協議して、短期入所サービス計画を変更します。

④短期入所サービス計画が変更された場合には、ご利用者様に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご利用者様に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所サービス計画を作成し、それに基づき、ご利用者様にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所サービス計画を変更し、それに基づき、ご利用者様にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所サービス計画を作成し、それに基づき、ご利用者様にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合

自立と認定された場合

- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所サービス計画を変更し、それに基づき、ご利用者様にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者様の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者様の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者様及びご家族様から聴取、確認します。
- ③ご利用者様に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者様又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者様に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。

但し、『社会福祉法人 八幸会 身体拘束廃止に関する規定』及び『身体拘束に関する基本指針』に基づき、介護保険法令に定める「緊急やむを得ない場合」が法人内の「身体拘束廃止委員会」で認められ、本人・家族の同意を得たうえで実施する場合があります。その場合、実施される「身体拘束」に関する経過観察・状況を記録し、「身体拘束廃止委員会」に報告し、拘束の解除に向けた取り組みを併行して行うものとします。本人・家族は実施される「身体拘束」に関する記録の閲覧・写しの交付を求めるすることができます。

- ⑤ご利用者様へのサービス提供時において、ご利用者様に病状の急変が生じた

<p>場合その他必要な場合には、速やかに主治医・ご家族様又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。</p> <p>⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者様又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)</p> <p>ただし、ご利用者様に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者様の心身等の情報を提供します。また、「社会福祉法人八幸会 個人情報保護規定」により公表している「個人情報の利用目的」に基づき、ご利用者様のサービス向上に資する個人情報の提供等は行います。</p> <p>ご利用者様との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者様の同意を得ます。</p>
--

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者様の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
包丁等の刃物類、火気類、高額の金品等、生もの、その他事業者が不適切と認めたもの。

(2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代倂をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者様の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関をご紹介することができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人幸信会 青葉メディカル
所在地	滋賀県東近江市青葉町 1-36
医療機関の名称	医療法人幸信会 青葉病院
所在地	滋賀県東近江市青葉町 1-46
医療機関の名称	特定医療法人敬愛会 東近江敬愛病院
所在地	滋賀県東近江市八日市東本町 8-16
医療機関の名称	井田歯科東診療所
所在地	滋賀県東近江市八日市東本町 9-2
医療機関の名称	きむら歯科醫院
所在地	滋賀県東近江市八日市東浜町 2-28

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者様の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者様から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご利用者様の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を開鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者様から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者様からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご利用者様から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者様が入院された場合
- ③ご利用者様の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者様及びご家族様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約

を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご利用者様による、サービス利用料金の支払い3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

以上

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービスの内容について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 ショートステイ こぼしの家

説明者：職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて、事業者からショートステイこぼしの家で提供される指定短期入所生活介護サービスの概要の説明を受けました。

本人：住所

氏名

印

代理人：住所

氏名

印

成年後見人等：住所

氏名

印